

答弁書第七六号

内閣参質一七〇第七六号

平成二十年十一月十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員 姫井由美子君提出斜面崩壊対策の予算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員姫井由美子君提出斜面崩壊対策の予算に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「道路における斜面崩壊を防ぐことを直接、間接に目的とした予算額」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成十一年度から平成二十年度までの各年度について、道路における斜面の崩壊、落石、地滑り等（以下「道路における斜面崩壊等」という。）のおそれのある危険箇所に関する防災対策及びそれらの危険箇所を回避して通行するための道路の整備に係る道路整備事業費の予算額を示すと、平成十一年度が約三千七百七億円、平成十二年度が約三千七百八十二億円、平成十三年度が約三千四百九十七億円、平成十四年度が約三千二百七十五億円、平成十五年度が約二千九百九十三億円、平成十六年度が約二千六百六億円、平成十七年度が約二千五百二十八億円、平成十八年度が約二千二億円、平成十九年度が約二千十三億円、平成二十年度が約二千二百四十億円である。

二について

国土交通省としては、大雨等により、道路における斜面崩壊等が発生し、道路が寸断された場合には、迅速な災害対応が困難となるおそれがあるほか、物流及び人の移動に支障が生じることによる当該地域の

生産活動の停滞や孤立する集落の発生等、地域産業や地域生活に多大な影響を与えることも想定されることから、道路における斜面崩壊等に関する対策は、効果的な防災対策であると認識している。

三について

お尋ねの「斜面崩壊対策の予算」の意味するところが必ずしも明らかではないが、道路における斜面崩壊等のおそれのある危険箇所に関する防災対策及びそれらの危険箇所を回避して通行するための道路の整備に係る予算の在り方については、その重要性も見極めつつ、国の財政状況や公共事業関係費の規模を勘案した上で、毎年度の予算編成過程において検討すべきものと考えている。